

川越町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

目次

第1部 はじめに.....	- 3 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等.....	- 3 -
第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	- 3 -
第2章 町行動計画の作成と感染症危機対応.....	- 4 -
第1節 町行動計画の作成.....	- 4 -
第2節 町行動計画改定の目的.....	- 4 -
第2部 総論.....	- 6 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針.....	- 6 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	- 6 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	- 6 -
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	- 8 -
(1) 平時の備えの整理や拡充.....	- 8 -
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替え.....	- 8 -
(3) 基本的人権の尊重.....	- 8 -
(4) 関係機関相互の連携協力の確保.....	- 9 -
(5) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応.....	- 9 -
(6) 感染症危機下の災害対応.....	- 9 -
(7) 記録の作成や保存.....	- 10 -
第4節 対策推進のための役割分担.....	- 10 -
(1) 国の役割.....	- 10 -
(2) 県の役割.....	- 10 -
(3) 本町の役割.....	- 11 -
(4) 医療機関の役割.....	- 11 -
(5) 指定（地方）公共機関の役割.....	- 12 -
(6) 登録事業者.....	- 12 -
(7) 一般の事業者.....	- 12 -
(8) 町民.....	- 12 -
(9) 国や県との連携.....	- 13 -
第2章 新型インフルエンザ等対策項目と基本理念等.....	- 13 -
第1節 町行動計画における対策項目等.....	- 13 -
(1) 町行動計画の主な対策項目.....	- 13 -
(2) 対策項目ごとの基本理念と目標.....	- 14 -
第3部 各論.....	- 17 -
第1章 実施体制.....	- 17 -

第1節 準備期	- 17 -
第2節 初動期	- 18 -
第3節 対応期	- 19 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 20 -
第1節 準備期	- 20 -
第2節 初動期	- 21 -
第3節 対応期	- 23 -
第3章 まん延防止	- 24 -
第1節 準備期	- 24 -
第2節 初動期	- 25 -
第3節 対応期	- 26 -
第4章 ワクチン	- 27 -
第1節 準備期	- 27 -
第2節 初動期	- 32 -
第3節 対応期	- 35 -
第5章 医療	- 38 -
第1節 準備期	- 38 -
第2節 初動期	- 39 -
第3節 対応期	- 40 -
第6章 保健	- 41 -
第1節 準備期	- 41 -
第2節 初動期	- 42 -
第3節 対応期	- 43 -
第7章 物資	- 44 -
第1節 準備期	- 44 -
第8章 町民生活及び地域経済の安定の確保	- 45 -
第1節 準備期	- 45 -
第2節 初動期	- 46 -
第3節 対応期	- 47 -

第1部 はじめに

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性¹が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国や地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務のほか、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置²（以下「まん延防止等重点措置」という。）、新型インフルエンザ等緊急事態措置³（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置について定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる感染症（以下「新型インフルエンザ等⁴」という。）は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症であり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症⁵
- ② 指定感染症⁶（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症⁷（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）を指す。

¹ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本計画においては、わかりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

² 特措法第31条の6第1項

³ 特措法第32条第1項

⁴ 特措法第2条第1号。なお、本計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等が発生した旨の公表（感染症法上の位置付け）が行われるまでの間においても、本用語を用いている。

⁵ 感染症法第6条第7項

⁶ 感染症法第6条第8項

⁷ 感染症法第6条第9項

第2章 町行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 町行動計画の作成

本町は、特措法の制定以前から、新型インフルエンザ等にかかる対策について国が「世界保健機構（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて作成した「新型インフルエンザ対策行動計画」をふまえ、平成21年に「川越町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応を受けて制定された特措法や「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」、「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」をふまえ、平成27年に、同法に基づく計画として「川越町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）の見直しを行った。

なお、本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等⁸以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性をふまえ、さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、町は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や、新型インフルエンザ等に係る対策の経験や訓練等を通じた改善、政府行動計画の改定内容等をふまえて定期的な検討を行い、必要があると認める場合は速やかに町行動計画の変更を行うものとする。

第2節 町行動計画改定の目的

今般の町行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題をふまえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

新型コロナウイルス感染症への対応の振り返りや課題として

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

の3点が挙げられる。

感染症危機は、繰り返し発生し得るものであることから、新型コロナウイルス感染症への対応の経験やその課題をふまえ、次なる感染症危機対応を行うにあたり、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会をめざすことが必要である。

こうした社会をめざすためには、

⁸ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 町民生活及び地域経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現することができるよう、町行動計画を全面改定するものである。

第2部 総論

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、国外において新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康、町民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に集中した場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある⁹。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

- (2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
 - ・町民生活及び地域経済の安定を確保する。
 - ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応

⁹ 特措法第1条

していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等のパンデミックの経験等をふまえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。このため、町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性をふまえ、さまざまな状況で対応できるよう、あらかじめ対策の選択肢を示すものである。

(1) 準備期

- **発生前の段階**では、町内における医療提供体制の整備やワクチン等の供給体制の整備、町民に対する啓発や町及び企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

(2) 初動期

- **国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階**では、直ちに初動対応の体制に切り替える。なお、当該感染症が国外にて発生した場合は、水際対策¹⁰として、国を中心に検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることとなる。町は、これに併せて医療提供体制の整備等に取り組む。

(3) 対応期

対応期については、以下の時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
 - ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
 - ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
 - ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
- **町内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期**では、感染リスクのある者の外出自粛、病原性によっては不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。
 - **町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期**では、国、県、市町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の

¹⁰ 水際対策は、あくまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなるなどさまざまな事態が生じることが想定される。従って、事前の想定どおりとならないことも念頭に置きつつ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

- 町内の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じ、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)、(イ)の取り組みにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスをふまえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

(3) 基本的人権の尊重

本町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹¹。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者及び町民生活及び経済の安定に寄与する業務に従事する者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部¹²、町対策本部¹³は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(5) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における、高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(6) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄の強化等を行うほか、避難所施設の確保、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、各医療機関の状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

¹¹ 特措法第5条

¹² 特措法第22条

¹³ 特措法第34条

(7) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

第4節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹⁴。また、国はWHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁵とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹⁶。国は、こうした取り組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置づけられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等をふまえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、

¹⁴ 特措法第3条第1項

¹⁵ 特措法第3条第2項

¹⁶ 特措法第3条第3項

自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する¹⁷。また、県は特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っていることから、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関と医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や医療機関、宿泊施設と検査等措置協定を締結し、検査や宿泊療養に係る体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査及び宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

（３）本町の役割

本町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する¹⁸。また、町は、町民に最も近い行政単位であることから、町民に対するワクチンの接種や、町民生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

（４）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等¹⁹の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び三重県感染症対策連携協議会や各保健所が設置する会議体等を活用した地域の関係機関との連携の構築を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、

¹⁷ 特措法第3条第4項

¹⁸ 特措法第3条第4項

¹⁹ 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等に曝露（ばくろ）することを防止するための個人用の道具）、その他の物資ならびにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²⁰、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²¹。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²²ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

(8) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、日常の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

²⁰ 特措法第 3 条第 5 項

²¹ 特措法第 4 条第 3 項

²² 特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての科学的知見等に基づく情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²³。

(9) 国や県との連携

国と県、町との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それをもとに、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担うとともに、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて実施する。また、町は、町民に最も近い行政単位として予防接種や町民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では県や町の管轄を超えた人の移動や感染の広がり等が想定されることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間や、保健所間、市町間の連携も重要であり、こうした自治体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。特に、人材育成等の平時の備えについては、規模の小さい本町では単独での対応が難しいことが想定されるため、平時から自治体間の広域的な連携による取り組みや、県または国による支援等を行う必要がある。

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と基本理念等

第1節 町行動計画における対策項目等

(1) 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

政府行動計画と県行動計画の内容もふまえ、以下の8項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 医療

²³ 特措法第4条第1項

- ⑥ 保健
- ⑦ 物資
- ⑧ 町民生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である 8 項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す各対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康、町民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、医療機関等のさまざまな主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、さまざまな情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、県、医療機関、事業者等とのリスク情報やその見方の共有等を通じて町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生学上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策となる。

なお、特措法第 5 条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることから、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施要請を行うにあ

たっては、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報やワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、本町は、医療機関や事業者、関係団体等と共に、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討を行う必要がある。また、新型インフルエンザ等の発生時には、ワクチンを迅速に供給するとともに、事前の計画のほか、新型インフルエンザ等に関する新たな知見をふまえてワクチンの接種を行う。

⑤ 医療

医療機関は、感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、三重県感染症予防計画（以下「県予防計画という。」）に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、町民の生命及び健康を守る。

⑥ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、本町は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を守る必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

⑦ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じる。

⑧ 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。この

ため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、町民に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、生活支援を要する者に支援を行う。また、町民は、平時の準備をもとに、自ら感染防止に努める。

第3部 各論

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

本町は、政府行動計画及び県行動計画の内容をふまえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 本町は、町行動計画を作成・変更する。町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 本町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 本町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の体制の整備を行う。

1-3. 国、県等との連携の強化

- ① 本町は国、県、他市町及び指定（地方）公共機関と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 本町は国、県、他市町及び指定（地方）公共機関と、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から四日市地域救急医療対策協議会や桑名保健所感染症危機管理ネットワーク会議等を活用し、医師会等の医療関係団体や四日市市、三重郡二町等で情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合²⁴や三重県が県対策本部を設置した場合において、本町は、必要に応じて、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 本町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2をふまえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

本町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援²⁵を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について、地方債を発行する²⁶ことを検討し、所要の準備を行う。

川越町新型インフルエンザ等対策本部（構成員）

本部長	町長
副本部長	副町長・教育長
本部員	各課（局）長その他本部長が指名する職員



事務局	健康推進課
-----	-------

※特措法第35条による

24 特措法第15条

25 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

26 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

町対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 本町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行²⁷を要請する。
- ② 本町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める²⁸。

3-1-2. 必要な財政上の措置

本町は、国からの財政支援²⁹を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

（関係課：総務課）

3-2. 緊急事態措置の適用について

3-2-1. 町対策本部の設置

本町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する³⁰。
本町は、当該町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う³¹。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 町対策本部の廃止

本町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する³²。

27 特措法第26条の2第1項

28 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

29 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

30 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、本町は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

31 特措法第36条第1項

32 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション³³

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 本町における情報提供・共有について

本町においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」等を参考とするほか、県や他の市町等の対応も参考にしつつ、地域の実情をふまえた説明が求められる。

準備期から町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、本町による情報提供・共有について、有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

1-1-2. 県と本町の間における感染状況等の情報提供・共有について

本町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことをふまえ、本町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがある³⁴。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と本町の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておく³⁵。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取り組みの推進

本町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

33 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

34 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条等。

35 具体的な手順等については「感染状況等に係る県と市町の間での情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照。

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 本町における情報提供・共有について

本町においては、国の取り組みに関する留意事項を参考とするほか、県や他の市町等の対応も参考にしつつ、地域の実情をふまえた説明が求められる。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2-1-2. 県と本町の間における感染状況等の情報提供・共有について

本町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

本町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得るほか、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなり得る。このことから、本町は、新型インフルエンザ等に係る人権相談窓口の開設のほか、誹謗中傷、プライバシーに関する情報の無断掲示、風評被害が懸念される情報拡散、不当な差別、偏見等の防止に向けて、広報紙等各種広報媒体や学校等において正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけるなど広報啓発活動を行う。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

特に、感染症が発生した際には、医療機関に通院すると感染する可能性があるとして、通院を控える事例も想定される。医療機関への風評被害から、定期通院を控えることにより、かえって基礎疾患を悪化させるおそれもあることから、町、医療機関は、適切な受診の実施・継続について町民等への呼びかけを行う。

加えて、科学的根拠が不確かな情報をはじめとする偽・誤情報については、その拡散状況等をふまえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、町民等が正しい情報を円滑に入手できる

よう、適切に対処する。

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 本町における情報提供・共有について

本町においては、国及び県の取り組みに関する留意事項を参考とし、地域の実情をふまえ、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

3-1-2. 県と本町の間における感染状況等の情報提供・共有について

本町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

本町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

本町は、初動期に引き続き、新型インフルエンザ等に係る人権相談窓口の周知や各種広報媒体等における広報啓発を行う。

なお、科学的根拠が不確かな情報をはじめとする偽・誤情報については、拡散状況等をふまえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3章 まん延防止³⁶

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

本町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

36 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。町が実施するまん延防止措置を記載する。

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

本町は、国及び県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. まん延防止対策の内容

3-1-1. 基本的な感染対策の実施

本町は、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取り組みを勧奨する。

3-1-2. 事業者や学校等における感染対策

本町は、県が実施する要請等をふまえ、必要に応じ、以下の対策の実施を検討する。

- ① 本町は、事業所に対して、職場における感染対策の徹底を求めるとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を求める。
- ② 本町は、施設管理者等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住・利用する施設等における感染対策を強化するよう求める。
- ③ 本町は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、町関係施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底等を求める。
- ④ 本町は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取り組みを検討する。

3-1-3. 学級閉鎖・休校等の実施

本町や学校の設置者は、県からの要請や地域の感染状況等をふまえ、必要に応じ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業³⁷（学級閉鎖、学年閉鎖、または休校）等の実施を検討する³⁸。

（関係課：学校教育課）

37 学校保健安全法第20条。

38 保育施設等の学校保健安全法の対象とならない施設についても、感染症の特性や国の方針、学校における対応等をふまえて、必要に応じて臨時休園等の対応の実施を検討する。

第4章 ワクチン³⁹

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

本町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要なとなる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【医師・看護師用物品】	【文房具類】	
<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> フェイスシールド、ゴーグル <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 使い捨て予防衣 <input type="checkbox"/> アルコール綿 <input type="checkbox"/> ノンアルコール綿 <input type="checkbox"/> 注射用絆創膏 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> 注射器用トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指、物品用アルコール <input type="checkbox"/> 救急用品 <ul style="list-style-type: none"> ・血中酸素飽和測定器 ・血圧計 ・酸素吸入一式 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ <th>【会場設営物品】</th>	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 非接触型体温計 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> ストレッチャー <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 手指、物品用アルコール <input type="checkbox"/> 使い捨てペーパータオル	

39 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

1-2. ワクチンの供給体制

本町は、ワクチンを供給するに当たり、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、町内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

本町は、四日市市、三重郡二町または四日市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めたマニュアル等を随時見直し、接種体制の構築に必要な訓練を含めた準備を平時から行う。

1-3-2. 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員については、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

このため、本町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

② 特定接種の対象となり得る職員については、対象者を把握し、国に、人数を報告する。

1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）本町は、国等の協力を得ながら、本町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築をする⁴⁰。

a 本町は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、四日市市、三重郡二町または四日市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に

40 予防接種法第6条第3項

応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を含めた準備を平時から行う。

- i 接種対象者数
 - ii 本町の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、公共施設、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県並びに四日市市及び三重郡二町や、四日市医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する町民への周知方法の策定
- b 本町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種できるよう、本町又は県等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生 中学生 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G)$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 本町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種または個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、本町は、四日市医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、四日市医師会や医療機関等との協力の下、接種体制を構築する。
- d 本町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置等を検討する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、四日市医師会等と委託契約を締結し、運営を行う。
- (イ) 本町は、円滑な接種の実施のため、国のシステム対応状況に応じて、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する本町以外の他自治体における接種を可能にするよう取り組みを進める。
- (ウ) 本町は、速やかに接種を実施できるよう、四日市医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について検討する。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 町民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy⁴¹」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況もふまえ、平時を含めた準備期においては、本町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取

41 The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO : Ten threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が使われている。

り組みを進める。

1-4-2. 本町における対応

本町は、四日市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。県は、こうした町の取り組みを支援することとなる。

1-4-3. 保健衛生部局以外の分野との連携

町保健衛生部局である健康推進課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び健康推進課以外の分野との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

1-5. DXの推進

国により、予防接種事務のデジタル化が整備された場合、町は以下の対応を行う。

- ① 本町は、予防接種関係のシステム（健康管理システム等）を整備する際には、予防接種事務のデジタル化の実現に向け、国が整備するシステム基盤と連携できるよう、国が示すシステムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 本町は、接種対象者に接種勧奨を行う場合に、システムを活用して電子的通知ができるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 本町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるように、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように環境整備に取り組む。

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

本町は、四日市市、三重郡二町または四日市医師会と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-1-2. ワクチンの接種に必要な資材

本町は、第4章第1節 1-1 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-2. 接種体制

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する本町は、国、県医師会等の協力を得てその確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて四日市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-2-2. 住民接種

- ① 本町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、健康推進課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。（関係課：総務課）
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については外部委託する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、本町は四日市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 本町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、四日市医師会、三重郡二町、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保につい

て協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公共施設、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

- ⑥ 本町は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、本町又は県、四日市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 本町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保に努める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、国や県の取り組み状況を注視し、DXの推進を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可申請や届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師、接種を担当する医師又は看護師、薬液充填及び接種補助を担当する看護師等を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する看護師等の医療従事者をおく。その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関しては、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て本町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、四日市医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、本町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議し、事前の準備を進める。

- ⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について協議する。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保し要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 本町は、国及び県からの依頼を受けて、接種開始以降にワクチン等の使用実績等をふまえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 本町は、国及び県からの要請を受けて、ワクチンについて、本町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 本町は、国及び県からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、県と協力し、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することなく、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

3-2. 接種体制

- ① 本町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 職員に対する特定接種の実施

国が、特定接種を実施することを決定した場合において、本町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（関係課：総務課）

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 本町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に本町において整理・構築した接種体制に基づき、四日市市、三重郡二町と協力し具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 本町は、国の示した接種順位に応じて、予防接種の実施準備を行う。
- ③ 本町は、接種状況をふまえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ④ 本町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ⑤ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知し、接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感

染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ⑥ 医療従事者については、基本的に当該者が勤務する医療機関において接種を行う。また医療機関に入院中の患者や、高齢者施設等に入居する者は、担当医師による接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等において接種医師の確保が困難であり、集団接種会場等に出向けない場合については、訪問による接種も検討する。
- ⑦ 本町は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 本町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 接種勧奨については、国により予防接種事務のデジタル化が整備された場合は、その整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。ただし、システム構築の準備に時間を要する場合や、スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、国により予防接種事務のデジタル化が整備された場合は、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、町ホームページや SNS を活用して周知することとする。なお、システム構築の準備に時間を要する場合や電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

3-2-2-3. 接種体制の拡充

本町は、感染状況をふまえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、四日市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-4. 接種記録の管理

本町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国のシステ

ム対応状況に応じてシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は本町となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ③ 本町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

- ① 本町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。
- ② 本町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

第5章 医療

第1節 準備期

1-1. 医療提供体制の整備

- ① 県が医療措置協定に基づき、締結する町内医療機関において、研修や訓練の実施をはじめとする体制整備を行う。
- ② 本町は、新型インフルエンザ等の対応を行う協定締結医療機関について、必要に応じて、施設整備及び設備整備を行うとともに、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について、定期的な確認を行う。（関係部署：川越診療所）
- ③ 感染症等に係る医療を提供する体制に必要な個人防護具・検査キット等医薬品の備蓄を行う。（関係部署：川越診療所）
- ④ 感染症対策物質の管理を行う。（関係部署：川越診療所）
- ⑤ 医療スタッフ内における感染症対策の徹底を行う。（スタッフ内における体調不良者発生時のマニュアル発動）
（関係部署：川越診療所）

第2節 初動期

2-1. 医療提供体制の確保

- ① 県が医療措置協定に基づき、締結する町内医療機関において、医療提供体制の整備を行う。
- ② 本町は、県からの依頼をふまえ、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民等に周知を行う。
- ③ 発熱外来のゾーニング・感染対策の徹底、クリーンパーテーション完備の隔離部屋による対応やドライブスルー方式による診察の実施を行う。
（関係部署：川越診療所）
- ④ 近隣薬局の薬の状況の情報収集を行う。
（関係部署：川越診療所）

第3節 対応期

3-1. 医療提供体制の確保

- ① 県が医療措置協定に基づき、締結する町内医療機関において医療の提供を行う。
- ② 本町は、県からの依頼をふまえ、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民等に周知を行う。
- ③ 本町は、町民等に対し、症状が軽微な場合における救急車の利用を控えるなど、救急車の適正利用について周知を行う。
- ④ 発熱外来のゾーニング、感染対策の徹底を行う。
（関係部署：川越診療所）
- ⑤ 入院対応できる病院への紹介
（関係部署：川越診療所）
- ⑥ 感染拡大に伴い、有症者受診増大時は電話での症状の聞き取りを行い、緊急度等に応じた医療提供を行い、来院時間の指定等による混雑の緩和をはかる。
（関係部署：川越診療所）

第6章 保健

第1節 準備期

1-1. 連携体制の構築

1-1-1 関係機関との連携体制の構築

本町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、四日市地域救急医療対策協議会等を活用し、平時から県、四日市市及び三重郡二町、医療機関等の関係機関と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、新型インフルエンザ等患者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、新型インフルエンザ等患者への食事の提供等が必要となるため、本町は、県をはじめとした関係機関と連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

1-2. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション等

本町は、有事において、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報共有にあたって配慮が必要な者に対しても、適時適切に情報共有等ができるよう、平時における感染症情報の共有等にあたって、保健所や医療機関と連携し、適切に配慮する。

第2節 初動期

2-1. 町民への情報発信・共有の開始

本町は、必要に応じて県が設置する相談センターの周知や国や県、保健所による町民への情報提供について、協力する。

第3節 対応期

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1 有事体制への移行

本町は、県からの協力の依頼⁴²があった際は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する情報に対する町民の理解の増進に資するため必要な協力を行う。

3-1-2. 健康観察及び生活支援

- ① 本町は、県（保健所）が実施する健康観察に協力する⁴³。
- ② 本町は、民間事業者等とも連携のうえ、県が実施する食事の提供などの当該患者等が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する⁴⁴。なお、協力の際は、県に対し、自宅療養者等への支援を行うにあたって必要となる患者情報等について提供を求める⁴⁵。

3-1-3. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション等

本町は、情報発信等にあたって配慮が必要な者（高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等）のニーズに応えられるよう、県や医療機関と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で、感染症対策等について周知・広報等を行う。

42 感染症法第16条第2項

43 感染症法第44条の3第9項

44 感染症法第44条の3第9項

45 感染症法第44条の3第10項及び「自宅療養者等の個人情報の提供に関する覚書（県と各市町（四日市市（保健所設置市）を除く）が締結）」に基づく提供

第7章 物資⁴⁶

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等⁴⁷

- ① 本町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁴⁸。また、定期的に備蓄状況等を確認する⁴⁹。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁵⁰。

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

46 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

47 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

48 特措法第10条

49 特措法第10条

50 特措法第11条

第8章 町民生活及び地域経済の安定の確保⁵¹

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

本町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

本町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くように配慮する。

1-3. 物資及び資材の備蓄⁵²

本町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

本町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者⁵³等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

（関係課：福祉課）

1-5. 火葬体制の構築

本町は、県内における火葬体制をふまえ、火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当課との調整を行うものとする。

（関係課：生活環境課・町民保険課）

51 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

52 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

53 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」をご参照ください。

第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

本町は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

（関係課：生活環境課）

第3節 対応期

3-1. 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

本町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

（関係課：健康推進課・福祉課・子ども家庭課・学校教育課）

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

本町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。

（関係課：福祉課）

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

本町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁵⁴やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行う。

（関係課：学校教育課）

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 本町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、注視するとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

② 本町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③ 本町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

④ 本町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物

54 特措法第45条第2項

資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁵⁵。（関係課：産業建設課）

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 本町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ② 本町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ あわせて本町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ④ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、本町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑤ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、本町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

（関係課：生活環境課 町民保険課）

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

本町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講

55 特措法第 59 条

ずる。

（関係課：産業建設課）

3-2-2. 町民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である本町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

（関係課：上下水道課）